

腰痛の認定基準

問 仕事中に腰を痛めたのですが、会社から労災にはならないといわれました。が本当ですか？

答 仕事中に腰を痛めた

〈災害性の原因による腰痛〉

業務上の負傷に起因して労働者に腰痛が発症し

た場合で、次の2つの要件のいずれをも満たし、かつ、医学上療養を必要とするとき、

1、腰部の負傷または腰部の負傷を生ぜしめたと考えられる通常の動作と異なる動作による腰部に對する急激な力の作用が業務遂行中に突発的な出来事として生じたと明らかに認められること

2、腰部に作用した力が腰痛を発症させ、又は腰痛の既往症若しくは基礎疾患を著しく増悪させたと医学的に認めるに足るもの

（災害性の原因によらない腰痛）

労災では腰痛の認定基準を設け判断しています。大きく分けて2種類あり、〈災害性の原因による腰痛〉と〈災害性の原因によるない腰痛〉です。

従事期間及び身体的条件からみて、当該腰痛が業務に起因して発症したものと認められ、かつ、医学上療養を必要とするものとなっています。

この状態を確認させていただかないと労災として判定できません。ここでは、災害性の腰痛を少しだけやすく説明しますと、通常の動作と異なる動作とは、重量物を持っていて落としそうになつたので身体を捻つて支えようとしたとか、狭くて周りに荷物が置いたあるような場所で体を捻つて物を持ち上げたとかです。

力点（背中の筋肉にかかる力）腰骨から5センチの距離であれば160kgの引き上げる力（40kg×4）が必要となります。

また、腰部に対する急激な力の作用としては、持ち上げようとした荷物が異様に重かつたり、軽かつたりした場合です。

（災害性の原因によらない腰痛）

人が、体から20センチ離れた10kgの荷物を持ち上げようとした場合、作用点（荷物を持ち上げる側）には、上半身の体重30kgと荷物の重み10kgで40kgの重さになります。

力点（背中の筋肉にかかる力）腰骨から5センチの距離であれば160kgの引き上げる力（40kg×4）が必要となります。

これを10センチ荷物に力点（背中の筋肉にかかる力）腰骨から5センチの距離であれば80kgの支点（腰にかかる力）引き上げる力（40kg×2）が必要となります。

力点（背中の筋肉にかかる力）腰骨から5センチの距離であれば80kgの骨の部分にかかる荷物を持ち上げるのは、腰を中心にしてこの原理で説明しますと、たとえば、体重60kgの荷物を持ち上げるのは、腰部に過度の負担のかからない腰痛を取扱う業務等の業務に従事する労働者に腰痛が発症した場合で、該労働者の作業様態、

軽減されます。



また、10kgの荷物だったものが、予想に反し突然1kgとなつた場合には、前段の持ち方ですと作用点の重さは31kgですが、力点は変わらず160kgで引き上げますので力点でのバランスが崩れてしまふため腰を痛めてしまうのです。

このように、災害性の腰痛は、災害を起こした「時点」があることを言います。ですから、腰を痛めた時点があつてもすぐには仕事を中断できず作業を続けなければならぬ場合もありますが、この場合には、近くの同僚や仕事終わりに上司に話しておこことが肝心です。（一日休めばいいだろうと思つたところ、翌日起き上がるないうらいの痛みになつた場合に周りに話していたことにより理解が得られるようになります）

また、最近高齢者に多くある「骨粗鬆症」の病

愛知労働局委託事業

参加無料

中小企業活性化のための 経営労務改善セミナー

主催 愛知県社会保険労務士会(中小企業相談支援センター)

中小企業を取り巻く環境は常に変化しています。経営者や人事労務担当者の皆様は、日々の経営・労務管理について様々な課題に直面されていると想定されます。

そこで、賃金制度・労働時間制度の見直しや、生産性向上・新規事業・資金調達等について、課題を明らかにして問題解決をお手伝いするためのセミナーを下記のとおり開催いたします。

ぜひ、ご参加くださいますようご案内申し上げます。

開催日時 平成25年10月9日(水) 13:30~16:30

場 所 ウインクあいち(愛知県産業労働センター)

10F 1002大会議室(名古屋市中村区名駅4-4-38)

定 員 150名(定員になり次第締め切ります)

内 容 『助成金を活用してみませんか』

『ヒトづくりとカイゼンで元気な中小企業復活』
～トヨタ生産方式に学ぶヒトづくり・モノづくり～

お問い合わせ・お申し込み先

愛知県社会保険労務士会 ☎052-889-2800

*本誌と同封のご案内をご覧ください

第1部 基調講演
「労働委員会制度とその役割」—非正規社員の紛
争解決—

お問い合わせ・お申
込みは、中央労働委員会
事務局中部地方事務所
(☎052-961-4043)まで。

日時 … 平成25年10月25
日(金) 13時30分～15時30分
会場 … 名古屋合同庁舎
第2号館8階共用大會議
室(名古屋市中区三の丸
2-5-1(地下鉄「市
役所」下車))

解説 「有期労働契約における
雇止めについて」
受講定員 80名(先着順)
受講料 無料

主催 中央労働委員会
(中部地方事務所)

労使関係セミナーのご案内 「労働委員会制度とその機能」

（腰部の骨の密度が少ない）を持たれた人が、単純な動作で圧迫骨折を起こしてしまった場合は、認定基準であります通常の動作と異なる無理な動作であるかが判断基準となりますので、単に仕事

中に腰を痛めたのみでは判断ができないので、詳しくお聞きすることになります。以上により物を持ち上げる場合は、体にできるだけ持ち上げるものを探します。

づけて、腰を落として膝の力をを利用して持ち上げることにより、骨にかかる重みを軽減できます。腰痛予防としては、普段からのストレッチです。これは、体を動かすこと

で腹筋や背筋を強化するとともに、腰の骨や椎間板へ血液を循環させることにより栄養を送り込み細胞の新陳代謝を助け骨等の再生を促すことになりますからです。

ですから、事務仕事や運転業務に従事する方など同じ姿勢で長時間仕事をする人は、腰への血液循環が少なくなるので休息時間等にストレッチを行って腰痛を予防してください。